

社会福祉法人寿楽会 役員等報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿楽会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

第2章 報酬等

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 週平均2日以上業務にあたる常勤役員等については、報酬、退任慰労金および功労金、賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬、退任慰労金を支給することとし、賞与は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。ただし、施設業務日以外のものは、除く。

(期末手当)

第6条 常勤役員、非常勤役員等に対して期末手当として、別表第4に定める額を毎年度3月末日に支給する。ただし、当法人の毎年4月～翌年1月の試算表の経営状況等によってはこれを支給せず、又は減額して支給することがある。

- 2 期末手当支給日が休日の場合は、前日に繰り上げて支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 月額報酬の支給計算の期間は毎月1日から月末までとする。報酬の支給日は、翌月15日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、前日に繰り上げて支給する。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

第3章 退任慰労金

(金額の算定)

第9条 退任する役員等に対する退任慰労金の金額は、別表第5に定める額に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算日として、1カ年単位とし、端数月は切り上げるものとする。

(功労金)

第10条 役員(非常勤の理事及び非常勤の監事を除く)が退任した場合は、法人に対する貢献度が特に顕著であると評議員会において承認された場合に功労金を支給する。

2 前条の貢献度が特に顕著であると判断する基準を下記のとおりとする。

役員(非常勤の理事及び非常勤の監事を除く)が就任した年度(就任日が年度の途中の場合は翌年度)の法人収益(経常増減差額)に対する退任年度(退任日が年度の途中の場合は前年度)の法人収益(経常増減差額)が20%以上増となっていること。

3 功労金の額は、別表第6に定める額とする。

4 第9条に定めた退任慰労金に本功労金を加えた額を退任慰労金として支給する。

(死亡時の退任慰労金)

第11条 役員等が在任中死亡した時は、死亡時に退任慰労金を弔慰金として遺族に支給する。

(支給方法)

第12条 退任慰労金は、任期満了及び辞任となった時期に、現金にて支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する、本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(控除)

第13条 支給にあたり、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本役員等が法人に対して負担する責務があるときは、その額を控除して支給する。

第4章 役員等慶弔見舞

(役員等慶弔見舞)

第14条 役員等の慶弔見舞金の支給基準は、別途「社外及び役員等慶弔見舞金・交際規程」に定める。

第5章 その他

(端数の処理)

第15条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第16条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第17条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第18条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規定は、令和1年6月1日より施行する。(作成日は令和2年3月30日)

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 900,000円
理事	月額 450,000円

別表2（常勤役員等の賞与）

役職名	夏季賞与	冬季賞与
理事長	報酬月額 × 2 か月分	報酬月額 × 2 か月分
理事	報酬月額 × 1.5 か月分	報酬月額 × 1.5 か月分

別表3（非常勤役員等の報酬）

役職名		日額
理事・監事・ 評議員	理事会・評議員会への出席	10,000円(手取り)
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円(手取り)

別表4（期末手当）

		報酬の額
常勤役員、 非常勤役員等	期末手当額	100,000円(手取り)
	支給なし	経常増減差額率がマイナスの場合
	減額支給	収益性である施設利用率の法人平均に対して、費用である人件費比率+事業費比率+事務費比率+支払利息率の割合が90%以上のとき(法人平均利用率/人件費比率+事業費比率+事務費比率+支払利息率=90%以上)・・・ 90%に対して算出された割合(算出された割合(%) / 90(%) = 比率)、その割合に対して期末手当額を計算する(100,000円 / 比率)

別表5（退任慰労金）

役職名	退任慰労金
理事、監事、評議員	10,000円(手取り) × 在任期間の年数

別表6（退任功労金）

役職名	退任功労金
理事長	1,000,000円 × 在任期間の年数
常勤理事	500,000円 × 在任期間の年数